【令和４年度輸出先国・地域における規制等への対応の強化委託事業
（プラットフォーム支援員による体制強化）】

深堀レポート　第 3 回： 容器包装リサイクル規則（包装及び包装廃棄物規則案（PPWR））

Eurovision & Associates
2024 年 3 月

目次

1. はじめに 1

2. EU の包装部門 1

2.1. 包装に使用される材料 2

2.2. 環境への影響 2

2.3. リサイクルに関する現在の状況 3

3. 欧州委員会による廃棄物報告書の発表 3

4. 欧州委員会による PPWR 規則の提案 4

4.1. 包装廃棄物の持続可能性向上 4

4.2. 明確なラベル表示 6

4.3. 包装廃棄物に関する事業者の責任 7

4.4. 軽量プラスチックレジ袋 8

4.5. 加盟国による包装材と廃棄物の管理 9

5. PPWR 規則案に対する欧州議会と EU 理事会の見解 10

5.1. 欧州議会の見解 10

5.2. EU 理事会の見解 11

5.2.1. 持続可能性とリサイクル包装に関する修正 11

5.2.2. プラスチック削減目標 12

5.2.3. DRS 12

5.2.4. 特定の包装形態に関する規制 12

5.2.5. その他 13

6. EU 理事会と欧州議会による PPWR 案の暫定合意 13

7. 各利害関係者の見解 14

8. 結びに代えて 18

1. はじめに

包装によって大量のプラスチックが廃棄されている。2018 年に欧州で発生した包装用途プラスチック廃棄物は約 1,780 万トン、同年の消費者の使用後に廃棄されたプラスチック全体の約 60%に相当するという [1]。包装廃棄物への対応は、喫緊の課題といえる。一方で、包装は商品を保護し輸送する上で極めて重要であり、EU 経済を支える存在である。しかし、加盟国間で異なる規制アプローチが、EU 域内包装市場の確立を妨げている。こうした加盟国間の違いは、包装材の成分表示、リサイクル可能または再利用可能な包装の定義、拡大生産者責任（EPR）の管理などにみられる。これらは EU 企業に法的不確実性をもたらし、革新的で環境に優しい包装ソリューションへの投資や新しい循環型ビジネスモデルの採用を阻害している。すなわち、規制調和の欠如が、業界の革新と持続可能性への取り組みを制限しているといえる。よりまとまりのある効率的な EU 包装市場を形成するには、こうした規制の不一致に対処し、企業に加盟国間で調和の取れた明確な枠組みを提供することが不可欠である。これにより、持続可能な包装への投資が促進され、EU 全域で環境と経済の面での利益が向上する可能性がある。

こうした背景の下、2022 年 11 月 30 日、欧州委員会は、環境問題に対処して包装廃棄物を削減し循環経済を促進するため、包装・包装容器廃棄物規則（Packaging and Packaging Waste Regulation：PPWR）を改正する規則を提案した。包装資材の使用と管理に関するより厳格な規則を設けることにより、包装廃棄物の環境に対する悪影響を削減することを目的としたものである。また、本規則案は、EU 加盟国内の一貫性と調和の確保に寄与する [2]。その意味で、同規則案は EU 機能条約（TFEU）第 114 条（域内市場調和）に基づき提案された。欧州委員会は規制案の中で、一人当たりの包装廃棄物に関する具体的な削減目標を提案しており、 2030 年までに 5%、2035 年までに 10%、2040 年までに 15%の包装廃棄物の削減目標を設定した [3][4]。しかし、詳しくは後述する通り、本法案に関する利害関係者の意見は異なり、活発な議論が行われている。

2. EU の包装部門

欧州委員会は、特に紙の消費とその環境への影響を問題視しており、EU で使用される紙の半分は包装用が占め、天然資源の枯渇につながっている。また、海洋ごみの約半分を占める包装材は、海や陸上の生態系に影響を与える重大な汚染物質である。さらに、包装に関連する CO2 排出量は気候変動に悪影響を及ぼしている [5]。これらの事実を受けて、2021 年から 2022 年にかけて開催された「欧州の未来に関する会議（Conference on the Future of Europe）」は、EU 全域にお

[1] https://zerowasteeurope.eu/our-work/eu-policy/product-redesign/packaging/
[2] https://www.europarl.europa.eu/RegData/etudes/BRIE/2023/745707/EPRS_BRI(2023)745707_EN.pdf
[3] https://zerowasteeurope.eu/our-work/eu-policy/product-redesign/packaging/#:~:text=The%20packaging%20sector%20is%20also,of%20post%2Dconsumer%20plastic%20waste.
[4] https://www.europarl.europa.eu/RegData/etudes/BRIE/2023/745707/EPRS_BRI(2023)745707_EN.pdf
[5] https://www.consilium.europa.eu/en/policies/packaging/

いて廃棄物防止、包装廃棄物管理、リサイクル素材の利用拡大による包装の循環可能性に関する強力な行動が求められていることを示した[6]。

欧州委員会によれば、循環型包装経済は、経済発展と天然資源の使用を切り離し、2050 年までの気候中立性の達成と生物多様性の喪失阻止に寄与し、EU 経済の多くの素材への戦略的依存の軽減に役立つものである。さらに、加盟国、地域、職種における特殊性を考慮し、必要な技術への投資が行われれば、雇用にプラスの影響を与えることができる[7]。

2.1. 包装に使用される材料

EU で使用されている包装材は、バージン材料（地球から新たに採取または収穫され、過去に使用または加工されたことのない原材料）への依存度が高いため、重大な環境問題を引き起こしている。EU で使用されている包装材の中でも、ダンボールを含む紙（40%）とプラスチック(19%)の廃棄量の割合が多く、包装廃棄物の半分（59%）以上を占めている[8]。さらに、包装材は自治体の固形廃棄物の 36%を占めており、廃棄物管理の大きな取組課題となっている[9]。

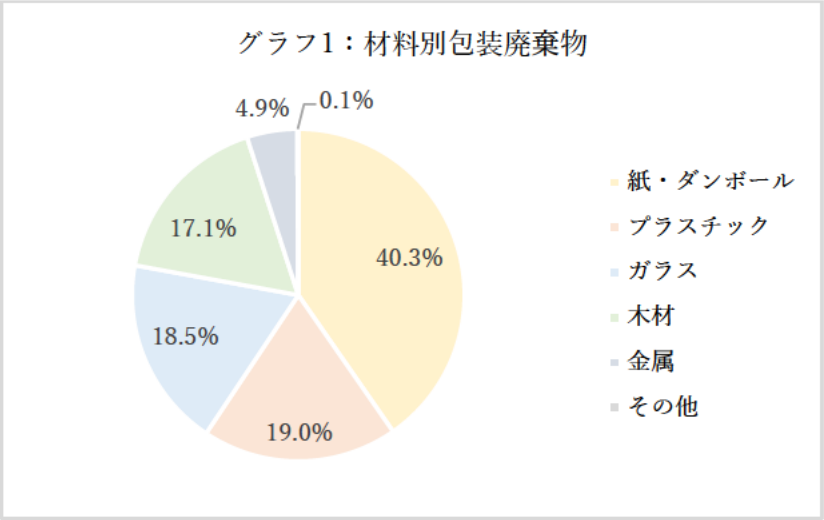

2.2. 環境への影響

さらに、包装材の使用量の急増は、再利用率やリサイクル率の低さと相まって、低炭素循環型経済への進展を妨げている[10]。近年、包装材の消費量は国民総所得の伸びを上回っており、CO2 を含む排出量の増加や天然資源の搾取の激化につながっている。この傾向は、生物多様性の損失

[6] https://commission.europa.eu/document/download/84e42a03-c71a-4dc6-a464-b4a5fcd5518f_en?filename=COFE_FS_2023_en_0.pdf
[7] https://ec.europa.eu/social/BlobServlet?docId=22832&langId=en
[8] https://ec.europa.eu/eurostat/statistics-explained/index.php?title=Packaging_waste_statistics#Waste_generation_by_packaging_material
[9] https://www.europarl.europa.eu/RegData/etudes/BRIE/2023/740245/EPRS_BRI(2023)740245_EN.pdf
[10] https://eur-lex.europa.eu/resource.html?uri=cellar:de4f236d-7164-11ed-9887-01aa75ed71a1.0001.02/DOC_1&format=PDF

と環境汚染を引き起こし、重大な環境リスクをもたらしている[11]。これらの問題への取り組みは、EU における持続可能性を促進し、包装材料の廃棄に必要な土地を削減する上で極めて重要である。

2.3. リサイクルに関する現在の状況

Eurostat[12]と市場データ[13]が指摘する通り、リサイクルを阻害する可能性のある仕様の包装が増加しているという問題もある。ここで言う「リサイクル不可能な包装」とは、分別回収ができない、もしくは、EU で実施されている最先端の分別・リサイクル工程に難題をもたらすような場合を指す。2012 年から 2020 年まで、リサイクル不可能な包装の割合は大幅に増加している。技術的にリサイクル可能な包装材がリサイクルされないことが多いのは、その回収、選別、リサイクルに必要な工程が実際には利用できないか、コスト効率が悪いか、あるいは、生産物が最終市場における二次原料の需要を満たすのに十分な品質でないためである。2023 年 6 月に発表された欧州委員会の早期警戒報告書（Early Warning Report）では、多くの加盟国が指令 94/62/EC の第 6 条に定められたリサイクル目標の達成に苦慮していることが示されている[14]。

3. 欧州委員会による廃棄物報告書の発表

2023 年 6 月 8 日、欧州委員会は、包装廃棄物の削減という EU の全体的な目的の一部である PPWR 規則案に関する意思決定に影響を与えるべく廃棄物報告書を発表した[15]。本報告書は、EU が設定した 2025 年までの廃棄物管理目標の達成が難しい加盟国を特定することを目的としている。具体的な目標は以下の通り[16]。

1. 各加盟国が排出する都市廃棄物の 55%を再利用及びリサイクルするためのシステム構築
2. すべての包装廃棄物の 65%をリサイクル
3. 素材別の包装廃棄物リサイクル目標を設定（紙と段ボールは 75%、ガラスは 70%、アルミは 50%、プラスチックは 50%、木材は 25%）

本報告書はまず、循環型経済への移行と、よりクリーンで競争力のある欧州（Cleaner and More Competitive Europe）を目指す EU の目標達成における廃棄物管理及び再利用とリサイクルの重要性を強調し、一般廃棄物や包装廃棄物を含む EU 廃棄物指令（PPWD）で設定された上記目標の達成度について概説した。報告書によれば、加盟国全体で廃棄物管理に進捗が見られる

[11] https://www.ellenmacarthurfoundation.org/plastic-packaging-examples#:~:text=Currently%2C%20most%20plastic%20packaging%20flows,and%20contributing%20to%20climate%20change.
[12] https://ec.europa.eu/eurostat/web/waste/data/database
[13] Transparency Market Research (2018) Packaging Market - Europe Industry Analysis, Size, Share, Growth, Trends and Forecast, 2018 – 2026, December 2018.
[14] https://environment.ec.europa.eu/publications/waste-early-warning-report_en
[15] https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:52023DC0304
[16] https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:52023DC0304

一方で、依然として大きな課題や実績の格差がある。COVID-19 の大流行やエネルギー価格の変動といった要因が、廃棄物管理の取り組みに影響を与えているという見方である。

また、都市廃棄物の再利用とリサイクル、包装廃棄物のリサイクルに関する 2025 年目標を達成できないリスクのある加盟国を特定しており、これらの加盟国に対し、分別収集システムの強化、インフラへの投資、埋め立て税や焼却税のような経済的手段の導入など、廃棄物管理慣行を改善するための勧告がなされている。さらに同報告書は、特にプラスチック包装について、素材別のリサイクル目標を達成する上での課題を強調しており、リサイクル率を高めるためには、分別回収システムの継続的改善と再利用の取り組みが重要だと強調している。

加盟国の実績評価に加え、報告書は埋め立てに関する問題を取り上げ、2035 年までに都市ごみの埋め立てを 10%未満に削減する必要性を強調している。いくつかの加盟国は、この目標を達成する上で課題に直面していると指摘され、是正措置の勧告がなされている。報告書は最後に、加盟国が廃棄物管理目標を達成するための EU による支援の重要性を強調している。この支援には、技術支援、指導、EU 基金による財政支援が含まれる。また、目標達成の遅れは循環型経済への進展を妨げる可能性があるとしながらも、目標達成年の延期を検討する必要性も強調している [17]。

4. 欧州委員会による PPWR 規則の提案

欧州委員会が 2022 年 11 月に提案した PPWR 規則案は、EU 全域での包装規制の調和を目指すものである。また、欧州グリーン・ディールや循環型経済の目標に沿ったもので、EU 全域で一貫した生産、販売、廃棄物管理を確保するものである。実際に、加盟国は包装廃棄物の管理に取り組む姿勢を示しているが、廃棄物の増加や循環性に向けた障壁などの問題に効果的に取り組むには、EU レベルでの統一された規則が必要不可欠である。EU 加盟国間での共通ルールを定めることは、公正な競争を確保し、イノベーションを促進し、持続可能な包装のための均一な市場を創出する上でも有効である。また、本規制案は、EU 域内の環境保全及び市民の健康を保護する一方で、包装廃棄物の段階的な削減目標のような産業界や加盟国にも配慮し、利害関係者の負担を最小限に抑えながら目標を達成するバランスの取れたアプローチを目指している。本規則提案の概要は以下の通り。

4.1. 包装廃棄物の持続可能性向上

同提案では、包装廃棄物の削減目標を段階的に制定しており、以下のとおりである。

- 2030 年までに 5%
- 2035 年までに 10%
- 2040 年までに 15%

[17] https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:52023DC0304

また、本規則案では、包装材の廃棄物削減、リサイクル率向上、再利用促進について記載されている。内容的には、主に、①有害物質の使用規制と包装材廃棄物のリサイクル推進、②プラスチック包装材の再生利用と堆肥化の促進、③包装材の軽量化と再利用の両立である。更なる詳細は、以下の通り[18]。

①に関しては、包装材に含まれる鉛、カドミウム、水銀、六価クロムなどの有害物質の使用を規制し、2030年と2035年の二段階で、包装材のリサイクルを義務化する。具体的な基準に関しては、本規則案の付属資料IIに記載のある包装材質と包装形態とリサイクル性を基にして作成される委任規則に記載する[19]。また、日本食の包装によく使用されている多層フィルムは、現時点ではリサイクル性があると認識されていない。このため、同フィルムは、本規則案第6条で別途リサイクル性とリサイクル基準設定の対象とされ、付属文書II表1に記載されている[2021]。（後述の6で述べる通り、欧州議会とEU理事会による暫定合意内容にも本内容は採用されている。）今後、欧州委員会が上述のリサイクル性の評価方法を定めることとなる[22]。

②に関しては、2030年以降、プラスチック包装材に設定されたリサイクル材料最低含有量の遵守と2040年までにその割合を増加する。ただし特定用途については、適用除外とする。これに関して、欧州委員会は、上述の最低含有量の割合について修正権限が与えられている。コーヒーポッドや粘着ラベルなどの特定の包装材について、本規則の適用開始後、24ヶ月以内に堆肥化できる仕様に対応する。その他の包装材は、リサイクル可能なものへと転換可能なものにすることとしている。最低含有量の具体的な内容は以下の通り[23]。

2030年以降の再生材の最低含有率

1. ポリエチレンテレフタレート（PET）を主成分とする接触に注意が必要なプラスチック包装材（Contact Sensitive Plastic Packaging）：30%
2. PET以外のプラスチック材料から作られた使い捨て飲料用プラスチックボトルを除く接触に注意が必要な包装材：10%
3. 単回使用の飲料用プラスチックボトル：30%
4. 1. 2. 及び3. 以外の包装材：35%

2040年以降の再生材の最低含有率

1. 使い捨て飲料用プラスチックボトルを除く、接触に注意が必要なプラスチック包装材：50%
2. 単回使用の飲料用プラスチックボトル：65%
3. 1. 及び2. 以外のプラスチック製包装材：65%

[18] https://eur-lex.europa.eu/resource.html?uri=cellar:de4f236d-7164-11ed-9887-01aa75ed71a1.0001.02/DOC_1&format=PDF
[19] https://eur-lex.europa.eu/resource.html?uri=cellar:de4f236d-7164-11ed-9887-01aa75ed71a1.0001.02/DOC_2&format=PDF
[20] https://eur-lex.europa.eu/resource.html?uri=cellar:de4f236d-7164-11ed-9887-01aa75ed71a1.0001.02/DOC_1&format=PDF
[21] https://eur-lex.europa.eu/resource.html?uri=cellar:de4f236d-7164-11ed-9887-01aa75ed71a1.0001.02/DOC_2&format=PDF
[22] https://eur-lex.europa.eu/resource.html?uri=cellar:de4f236d-7164-11ed-9887-01aa75ed71a1.0001.02/DOC_1&format=PDF
[23] https://eur-lex.europa.eu/resource.html?uri=cellar:de4f236d-7164-11ed-9887-01aa75ed71a1.0001.02/DOC_1&format=PDF

③に関しては、安全性と機能性を確保しながら、包装の重量と容積を最小限に抑え、かつ、再利用可能な包装材の設計、製造、販売に関する要件を規定し、再利用を最大限に促進する。再利用可能な包装材は、本規則案の付属資料 IV に記載のある基準を満たす必要があるとしている。付属資料 IV の内容は以下の通り [24]。

	要項	詳細
①	製品保護	包装設計は、包装の対象となる商品の著しい損傷、損失、劣化又は廃棄を防止する観点から、包装又は充填の時点から最終使用までの製品保護を確保しなければならない。本要件では、機械的または化学的損傷、振動、圧縮、湿度、光、酸素、微生物感染、害虫、有機的特性の劣化などに対する保護を対象とする。
②	包装の製造工程	包装設計は、包装の製造・充填工程を安全かつ適切に実施できるものでなければならない。
③	物流	包装設計は、包装製品の適切かつ安全な流通、輸送、取扱い、倉庫保管を保証するものでなければならない。
④	情報要件	包装設計は、安全に関する指示を含め、包装製品自体、その使用、保管、手入れに関する必要な情報が、使用者及び消費者に提供されることを保証しなければならない。
⑤	衛生と安全性	包装設計は、流通、最終使用、廃棄を通して、使用者と消費者の安全性、製品の安全性と衛生性を確保しなければならない。
⑥	法的要件	包装設計は、包装および包装製品が適用される法規に適合できることを保証しなければならない。
⑦	再利用・リサイクル性	包装設計は、本規則の要求に従い、リサイクル可能性及びリサイクル含有物を含むことを保証するものとする。包装が再利用を意図している場合、本規則第 10 条(1)に規定する要件を満たすものとする。

4.2. 明確なラベル表示

本規制案は、消費者が包装を正しく分別し廃棄しやすくすることを目的としている。同案の第 11 条では、すべての包装材にその材料組成を記したラベルを貼ることを義務付けており、廃棄の際には同じラベルがゴミ箱やゴミ袋といった廃棄用途の容器にも添付される。これらのラベルは、追加で、消費者にプラスチック包装のリサイクル含有量の記載が許可されている。さらに、再利用可能な包装材には、消費者の適切な再利用を支援するために QR コードまたはそれに準じた情報アクセスリソースが貼り付けられる。欧州委員会は、これらのラベルやデータキャリアのデザインや使用方法に関する具体的なガイドラインを作成しなければならない。この標

[24] https://eur-lex.europa.eu/resource.html?uri=cellar:de4f236d-7164-11ed-9887-01aa75ed71a1.0001.02/DOC_2&format=PDF

準化を通して、EU 全体で包装のラベル表示に関する明確性と一貫性を確保し、誰もが包装廃棄物に対して責任を持ちやすくする。

4.3. 包装廃棄物に関する事業者の責任

本規則案は、包装バリューチェーンにおける事業者の責任に焦点を当てている。全体として、廃棄物を最小限に抑え、再利用と詰め替えを前提とした包装の設計と管理の促進を目的に、事業者の責任を拡大している。

本規制案は、①包装もしくは包装材の供給事業者は、包装が規制に適合していることを確認するために必要なすべての情報を包装もしくは包装材を使用する事業者へ提供、②包装時に包装内側の空スペースを最大 40%に制限しなければならないことを義務付けている。加えて、本規則案の付属資料 V に記載されている用途における使い捨てが想定される包装は禁止されている。欧州委員会は、同付属資料の更新権限が与えられている。付属資料 V の記載内容は以下の通り[25]。

	包装形態	解説	例
①	使い捨てプラスチックによる複数の製品の一括包装	小売レベルで使用されるプラスチック包装で、缶、缶詰、ポット、桶、パックで販売される商品をグループ化し、エンドユーザーが 1 つの商品として購入できるように、または購入を促すための包装として設計されている。 流通における取り扱いを容易にするためのグループ包装は適用除外となる。	シュリンクラッピング
②	生鮮青果物用の使い捨てプラスチック包装、使い捨て複合包装またはその他の使い捨て包装	1.5kg 未満の生鮮青果物に使用する単一包装。ただし、水分損失や硬度損失、微生物学的危険性、物理的衝撃を避ける必要性が実証されている場合を除く。	ネット、トレイ、コンテナ、バッグ
③	使い捨てプラスチック包装、使い捨て複合包装またはその他の使い捨て包装	外食部門の施設内で充填・消費される食品・飲料用の単一使用包装。この包装には、店舗の内外にある、飲食エリア、立ち食いエリア、および複数の経済事業者また	トレイ、使い捨ての皿 カップ、袋 ホイル、箱

[25] https://eur-lex.europa.eu/resource.html?uri=cellar:de4f236d-7164-11ed-9887-01aa75ed71a1.0001.02/DOC_2&format=PDF

		は第三者が飲食を目的として共同でエンドユーザーに提供する飲食エリアが含まれる。	
④	外食産業の調味料 保存食ソース、コーヒー クリーマー、砂糖 に使用される使い捨て包装	調味料、保存料、ソース、コーヒークリーマー、砂糖、調味料に使用される、1 回分または 1 人前が入った外食部門の使い捨て包装。（それ以上調理することなくすぐに消費することを目的とした持ち帰り用調理済み食品とともに提供される包装を除く。）	小袋、桶 トレイ、箱
⑤	ホテルの小物に使用される使い捨て包装	化粧品、衛生用品、トイレタリー製品用 液体製品は 50ml 以下、非液体製品は 100g 以下。	シャンプー ボトル、ハンドもしくはボディローションボトル 、小袋

また、再利用可能な包装の促進を目的に詰め替え施設もしくは設備設置に際しては、詰め替え可能な製品を提供する事業者は、本規則案の付属資料 VI Point C に記載のある情報を提供し、詰め替えが行われる施設・設備が特定の要件を満たすことを保証しなければならない。本規則案では、多様な業界に対して、再利用と詰め替えの野心的な目標が設定されている。事業者は、2028 年 12 月 31 日までに欧州委員会が定める実施規則に基づき、これらの目標の達成度を管轄当局に報告しなければならない。付属資料 VI Point C に記載のある詰め替え施設の要件は以下の通り [26]。

以下記載情報の明確かつ正確な表示 ▪ 詰め替え施設を利用するためにエンドユーザーの詰め替え容器が満たさなければならない衛生基準 ▪ 衛生基準を維持するためのエンドユーザーの責任に関する情報 • 詰め替えによる製品購入に使用できる容器の種類と特徴
エンドユーザーの容器を計量できる装置を設置
エンドユーザーが支払う購入価格から容器の分を除外する
最終卸業者（ディストリビューター）が、適用される衛生基準を遵守していることの確認

4.4. 軽量プラスチックレジ袋

本規則案は、2025 年 12 月 31 日までに、軽量プラスチック製ビニール袋の年間消費量が 1 人当たり 40 枚を超えてはならないとしている。ただし、衛生目的、あるいは、食品廃棄を防ぐた

[26] https://eur-lex.europa.eu/resource.html?uri=cellar:de4f236d-7164-11ed-9887-01aa75ed71a1.0001.02/DOC_2&format=PDF

めにバラ食品の販売用包装として提供される超軽量プラスチック製ビニール袋は適用除外としている。

4.5. 加盟国による包装材と廃棄物の管理

本規則案は、EU 加盟国が本規制案の遵守を管理する管轄当局を指定し、国家廃棄物管理計画を策定することを義務付けている。加盟国が義務付けられた実施目標は以下の通り。

1. 2018 年と比較して、一人当たりの包装廃棄物を 2030 年に 5%、2035 年に 10%、2040 年に 15%削減
2. 包装に関する拡大生産者責任(Extended Producer Responsibility：EPR)を確立
3. すべての包装廃棄物を回収するシステムを確立
4. 2029 年までに、特定の使い捨て飲料容器のデポジット・リターン制度（Deposit Return System：DRS）を義務化
5. 2025 年および 2030 年までに、包装廃棄物の特定のリサイクル目標を達成
6. 包装廃棄物に関する様々な指標を欧州委員会に報告

2. の EPR は、包装・包装材の製造事業者の責任範囲をエンドユーザーによる製品の使用後にまで拡大させる制度である [27]。本制度を包装廃棄物に当てはめると、包装材の製造業者は、消費者による製品の消費後に廃棄された包装材の回収、再利用、リサイクル、もしくは、それに伴う金銭的負担や対象となる団体への金銭支援を義務化させることとなる。本制度は、別途 PPWD（包装・包装廃棄物指令：指令 94/62/DC）や廃棄物枠組み指令 2008/98EC と整合している [28] [29]。包装材の生産者は、直接または加盟国が任命した管轄当局が認定した生産者責任組織（Producer Responsibility Organisation：PRO）を通じて、包装の廃棄後の管理に関して責任を負うこととなる。生産事業者が個人で EPR を実施する場合、包装を販売する各加盟国での事業者登録が必要である。その他の国に所在する場合は、EPR の実施を保証する代理人を任命しなければならない。生産者は EPR を認可された PRO に委任することができるが、1 つの加盟国に複数の PRO が存在する場合は、まとめてその地域全体をカバーしなければならない。PRO は、包装数量とリサイクル実績を公表しなければならない。また本規則案では、欧州委員会は、生産者の包装材リサイクルの実績に基づいて、PRO に支払う資金額を決定することとなる。

4. の DRS は、製品を購入する消費者が追加金額（デポジット）を支払い、その金額が包装や製品を回収場所に返却した際に払い戻されるシステムである [30]。上述の通り、本規則案では、2029 年から、EU 加盟国は、DRS の導入を義務化している。具体的には、3 リットル以下の使い捨てペットボトルおよび金属製飲料ボトルに対して DRS を導入することになる。一方で、加盟国は、これらのボトルの分別回収率が 2 年間に渡り、90%を超えるか、24 ヶ月以内にその回収

[27] https://www.europen-packaging.eu/policy-area/extended-producer-responsibility/
[28] https://www.europen-packaging.eu/policy-area/extended-producer-responsibility/
[29] https://eur-lex.europa.eu/resource.html?uri=cellar:de4f236d-7164-11ed-9887-01aa75ed71a1.0001.02/DOC_1&format=PDF
[30] https://zerowasteeurope.eu/2019/07/deposit-return-systems-an-effective-instrument-towards-a-zero-waste-future/

率を達成する計画が承認されていれば、DRS を回避することができる。また、本規則において、加盟国には、DRS の義務化以外にも、ガラス瓶、紙パック、さらには再利用可能な包装にもこれらのシステムを拡大することが奨励されている。

5. PPWR 規則案に対する欧州議会と EU 理事会の見解

欧州委員会の規則案は、現在、第一読会にある。欧州議会は、2023 年 11 月 22 日開催の本会議において一足先に欧州委員会の PPWR 提案に対する修正案を可決した。また、EU 理事会は 2023 年 12 月 18 日に同提案に対する見解を採択している。その後、欧州議会と EU 理事会、欧州委員会によるトリローグ交渉が行われ、3 月 4 日に暫定合意に達した。現在、それぞれの機関の公式な承認に向けた検討が行われている。正式の機関承認の後、新 PPWR が官報で公表されて 12 ヶ月後以降に適用開始となる。

5.1. 欧州議会の見解

PPWR 提案の修正は、欧州議会の環境・公衆衛生・食品安全（ENVI）委員会が担当している。同委員会から 2023 年 10 月 24 日に提出された修正案の主な内容は以下のとおり [31]。

1. 衛生的な理由、食品廃棄を目的としたバラ売り製品の一次梱包用途を除く超軽量プラスチックビニール袋の使用禁止
2. 2018 年時の一人当たりのプラチック包装廃棄物と比較し、段階的なプラスチック包装廃棄物削減目標の設定。（2030 年までに 10%、2035 年までに 15%、2040 年までに 20%の削減）
3. “Forever Chemicals”と呼ばれる過フッ素化アルキル物質、ポリフッ素化アルキル物質、PFAS やビスフェノール A の包装材への使用禁止
4. 包装の再利用や再充填の要件を明確にすることを目的に、ホテル、レストラン、カフェなどの外食産業における飲料やテイクアウト食品の販売業者による、消費者への持ち帰りを想定した容器持参の推奨
5. 2029 年までに、包装に含まれる材料（プラスチック、木材、鉄金属、アルミニウム、ガラス、紙、段ボール）の 90%の分別回収を EU 加盟国に要求

他にも、空港でスーツケース保護に使用されるシュリンクラップや特定の化粧品に使用される二次包装の禁止が追加された。一方で、飲料や調理済み食品の販売における再利用や詰め替えの目標が修正案では削除されたが、企業は再利用可能な包装オプションを追加料金なしでの提供に加え、消費者が自分の容器を持参して割引を受けられるようにする必要がある [32]。

[31] https://www.europarl.europa.eu/news/en/press-room/20231023IPR08128/packaging-new-eu-rules-to-reduce-reuse-and-recycle
[32] https://www.europarl.europa.eu/doceo/document/TA-9-2023-0425_EN.pdf

なお、環境・公衆衛生・食品安全委員会（ENVI）の報告者には、Renew party に所属するベルギーの Frédérique Ries 議員が任命された。同議員は、PFAS をはじめとする上述の化学物質の包装材への使用禁止を通して、水質汚染への対処の緊急性と EU 市民の健康保護に対する欧州議会のコミットメントを強調した[33]。しかし、同議員は、同法案が持つ循環経済の側面について懸念を表明しており、早急に対策を講じなければ、2030 年までに廃棄物が 30%増加するという予測を防ぐためにはさらなる対策が必要であると指摘した[34]。ENVI の修正案は、2023 年 11 月 22 日の欧州議会本会議にて正式に採択された。この修正案を基に、欧州議会は EU 理事会との暫定合意を目指した交渉に臨むこととなる[35]。

5.2. EU 理事会の見解

2023 年 12 月 18 日、PPWR の規則案に関する見解が EU 理事会で採択された。スペインのエコロジー移行と人口問題担当の Teresa Ribera Rodríguez 大臣は、2021 年には欧州内で一人当たり 190kg の包装廃棄物を排出しており、何の対策も講じなければ 2030 年までに 20%近く増加するとし、EU の取り組みは、すべての部門で包装廃棄物を抑制・回避することに献身的に取り組んでいることを示すものであり、循環型経済への前進と欧州における気候中立性の達成に不可欠だとしている[36]。

本規則案に対する EU 理事会の基本スタンスは、包装廃棄物の発生を削減・防止するという野心的な提案の維持と、加盟国に規制の実施において十分な柔軟性を認めることの間でバランスをとるというものである。例えば、包装廃棄削減の 2030 年、2035 年、2040 年の目標は、欧州委員会の提案を維持しながらも、加盟国はこの目標を上回る厳格な基準の設置を許可している[37]。

5.2.1. 持続可能性とリサイクル包装に関する修正

欧州委員会の規則案では、当初、包装に関する野心的な持続可能性要件を提案していたが、EU 理事会はより現実的なアプローチを提唱した。しかし、欧州委員会からの規則案における主要な目標のほぼ全てを維持することで、持続可能性を優先していることに変わりはない。全体として、EU 理事会は、実用性と実現可能性に関する懸念に対処しつつ、持続可能性を優先するアプローチとしている。

---

[33] https://www.reneweuropegroup.eu/news/2023-11-22/packaging-and-packaging-waste-renew-europe-secures-a-ban-on-forever-chemicals-in-food-packaging

[34] https://www.europarl.europa.eu/news/en/press-room/20231117IPR12213/parliament-adopts-revamped-rules-to-reduce-reuse-and-recycle-packaging

[35] https://www.europarl.europa.eu/legislative-train/theme-a-european-green-deal/file-revision-of-packaging-and-packaging-waste-directive-(refit)

[36] https://www.consilium.europa.eu/en/press/press-releases/2023/12/18/packaging-and-packaging-waste-council-adopts-its-negotiating-position-on-new-rules-for-more-sustainable-packaging-in-the-eu/

[37] https://www.consilium.europa.eu/en/press/press-releases/2023/12/18/packaging-and-packaging-waste-council-adopts-its-negotiating-position-on-new-rules-for-more-sustainable-packaging-in-the-eu/

EU 理事会は、有害物質に関する規制を強化し、リサイクルと安全性への影響に関する報告を義務付け、実用性を確保するために「リサイクル可能な包装」の定義を EU 理事会の修正案では追加している。具体的には、欧州委員会による市場に出回る包装材はすべてリサイクル可能でなければならないという提案を維持する一方で、加盟国は、包装材が物質毎のリサイクルのために設計され、廃棄包装材が個別に回収、分別され、大規模にリサイクルできる場合に、「リサイクル可能な包装」とみなすことで合意した [38]。

プラスチック包装のリサイクル材の含有率に関する 2030 年と 2040 年の目標は維持されたが、2034 年に 2030 年の目標到達に至るまでの過程や最新技術に関しての見直しの実施が追加された [39]。さらに、堆肥化可能なティーバッグと果物／野菜のラベル表示を義務付け、さらに、EU 理事会は他の包装材も堆肥化することを許可している [40]。

5.2.2. プラスチック削減目標

2030 年と 2040 年に向けた新たな再使用・再充填目標を設定している。大型家電製品、食品・飲料の持ち帰り用包装、アルコール（ワインを除く）・非アルコール飲料、輸送用包装（危険物や大型機器に使用される包装、食品と直接接触する軟包装を除く）、（個別の包装を一つの箱にまとめて包装する）集合包装には異なる目標が適用される。段ボール包装もこれらの要件から除外される。また、飲料部門の事業者が、事業者同士で集団を組んで再利用目標を達成するプーリング機能が追加された。また、EU 理事会は欧州委員会に対し、2030 年目標を見直した上で、2040 年の目標および同規定に規定されている適用除外を評価するよう求めた [41]。

5.2.3. DRS

欧州委員会の規則案では、DRS の最低要件は、2029 年までに 90%の目標を達成するシステムであれば、DRS は適用されないとしている。これに加えて、EU 理事会は、2026 年に 78%以上の分別回収率を達成した加盟国に対しては、DRS 導入の免除の項目を追加した。

5.2.4. 特定の包装形態に関する規制

欧州委員会の PPRW 規制案は、レストランで使用されている青果物、食品・飲料、調味料、ソース、宿泊施設で使用される小型の化粧品・トイレタリー用品（シャンプーやボディーローションのボトルなど）の使い捨てプラスチック包装を含む、特定の包装形態に対する制限を導

[38] https://www.consilium.europa.eu/en/press/press-releases/2023/12/18/packaging-and-packaging-waste-council-adopts-its-negotiating-position-on-new-rules-for-more-sustainable-packaging-in-the-eu/
[39] https://data.consilium.europa.eu/doc/document/ST-16946-2023-INIT/en/pdf
[40] https://www.consilium.europa.eu/en/press/press-releases/2023/12/18/packaging-and-packaging-waste-council-adopts-its-negotiating-position-on-new-rules-for-more-sustainable-packaging-in-the-eu/
[41] https://www.consilium.europa.eu/en/press/press-releases/2023/12/18/packaging-and-packaging-waste-council-adopts-its-negotiating-position-on-new-rules-for-more-sustainable-packaging-in-the-eu/

入しているが、EU 理事会は、加盟国が特定の状況下において、有機青果物などの製品に対する免除を規定する可能性を示した。

5.2.5. その他

EU 理事会で合意されたその他の改正点には、包装のラベル表示に関するさらなる明確化が含まれる。すなわち、消費者が包装の材料構成や、包装が廃棄物となった場合の適切な処理方法について十分な情報を得られるように修正されている。一方で、事業者、製造業者、輸入業者、流通業者に対する義務の大半を、欧州委員会の提案通り維持した。加えて、物流サービスを利用する生産者が拡大生産者責任（EPR）の義務を回避しないよう、物流サービス提供者の義務を強化した。さらに EU 理事会は、同規則の適用期限を発効から 18 カ月後に延長した。

6. EU 理事会と欧州議会による PPWR 案の暫定合意

2024 年 3 月 4 日に EU 理事会と欧州議会で PPWR 案について暫定合意に至った。合意の主な内容は以下の通り [42]。

- **包装廃棄物削減目標：**包装廃棄物の削減率を 2030 年までに 5%、2035 年までに 10%、 2040 年までに 15%で合意した。
- **リサイクル率：**プラスチック包装材の再生利用率目標について以下表の内容で合意した。堆肥化可能なプラスチック包装材と、プラスチック成分が 5%未満の包装材は、本目標を適用除外とする。欧州委員会は、3 年後にバイオベースプラスチック包装の技術開発状況を評価し、同プラスチック包装の持続可能性要件を定めることとした。

	2030 年	2040 年
ポリエチレンテレフタレート（PET）を主成分とする、接触に注意が必要な包装材（単回使用の飲料ボトルを除く）	30%	50%
PET 以外のプラスチック材料で作られた接触に注意が必要な包装材	10%	25%
飲料用使い捨てプラスチックボトル	30%	65%
上記以外のプラスチック包装	35%	65%

- **PFAS の使用禁止：**本規則案の適用開始から 18 ヶ月後に、一定基準値以上の PFAS を含む食品接触包装材の上市を制限することで、包装材の安全性向上を図る。EU 法との重複を避けるため、欧州委員会は、施行後 4 年以内に制限内容の見直しを行うこととした。

[42] https://data.consilium.europa.eu/doc/document/ST-7859-2024-INIT/en/pdf

- **包装規制：**2030 年 1 月 1 日より、青果物の使い捨てプラスチック包装、ホテル・レストランでの食品・飲料・調味料・ソースの使い捨て包装、宿泊用アメニティ包装、空港のスーツケースシュリンク包装、超軽量プラスチック袋の使用を禁止することとした。

- **詰め替え可能容器の使用推進：**ホテルやレストランなどの外食部門は、消費者が詰め替え容器を持参することを推奨し、再利用可能な容器で食品・飲料を提供する選択肢を設けなければならない。さらに、2030 年以降は、製品の 10%を再利用可能容器で包装しなければならない。

- **再利用と詰め替え目標：**アルコール飲料と非アルコール飲料は、2030 年までに再利用可能な容器の使用率 10%、2040 年までに 40%を達成しなければならない。ただし、ワイン、芳香ワイン、牛乳、その他の腐敗しやすい飲料は対象外である。ＥＵ域内で再利用が困難な日本酒、焼酎、梅酒、ゆず酒が再利用義務の適用対象となることが懸念されたが、暫定合意案ではこれらの日本酒等は再利用義務の適用除外となった [43]。

- **DRS システム：**各加盟国は 2029 年までに、最大 3 リットルの使い捨て金属・プラスチック容器について、DRS を含む回収システムを構築し、回収率 90%を達成する目標が設けられた。

  また、多層フィルムは、欧州委員会の提案と同じく、リサイクル性とリサイクル基準設定の対象となっており、その取扱いの詳細は今後策定される委任規則等によって定められることになる。本規則は、EU 理事会と欧州議会のそれぞれによる正式な承認を受けて、官報掲載後に発効となる。なお、適用開始時期は、本規則の発行から 18 ヶ月後となる予定である [44]

7. 各利害関係者の見解

欧州委員会の規則案の発表後、2022 年 12 月から 2023 年 4 月まで、域内の利害関係者や市民から意見を募集した [45]。その結果、PPWR 新規則案に対しては、業界内で意見が分かれていることが明らかになった。例えば、リサイクル部門は、リサイクル材を使用した包装材を削減・再利用目標から除外することを提案しており、環境目標と業界の現実的な実現能力を一致させることを強調している。

また、テイクアウトやファーストフード店での再利用可能な包装を巡る議論では、対照的な見解が見られた。環境保護団体は、フランスのアプローチと同様、使い捨て包装の禁止を提唱している。一方で、業界団体は、再利用可能な包装材の選択肢として、堆肥可能なプラスチックなどが含まれることが多く、これらのプラスチックは、エネルギーと水の大量消費につながると主張している。

[43] https://www.jetro.go.jp/biznews/2024/03/5a7c76d5b6eff0a2.html
[44] https://www.consilium.europa.eu/en/press/press-releases/2024/03/04/packaging-council-and-parliament-strike-a-deal-to-make-packaging-more-sustainable-and-reduce-packaging-waste-in-the-eu/
[45] https://ec.europa.eu/info/law/better-regulation/have-your-say/initiatives/12263-Reducing-packaging-waste-review-of-rules_en

例えば、欧州製紙連合会（European Paper Confederation：CEPI）は、欧州委員会が提案したPPWR規則改訂案の影響に関する調査を実施し、2030年までに再利用可能な包装材に厳しい目標を設定することは、CO_2排出量の増加や消費者コストの上昇を招き、意図しない結果をもたらす可能性があると警告した。本調査では、食品テイクアウトとオンライン販売における紙ベースの包装と再利用可能なプラスチック包装の環境への影響と経済的利益を比較している。その結果、再利用可能なソリューションは、紙包装と比較して、食品テイクアウトでは最大160%、電子商取引では最大40%のCO_2排出量の増加につながる、としている。

さらに、この調査報告書は、コスト増が消費者に転嫁される可能性も示唆している。CEPIは、包装に関する政策決定は、技術的・経済的実現可能性と環境保護を考慮し、ケースバイケースで行われるべきだとしている。また、総合的な環境面での最良の結果を考慮したバランスの取れたアプローチを提唱している。

一方、欧州パレット協会（European Pallet Association：EPAL）は、欧州委員会のPPWR規則案を支持している。EPALは、長年にわたる包装廃棄物の削減の提唱と実践をしており、包装の再利用とリサイクル規定の調和に焦点を当てたPPWR提案に沿った取り組みとなっている。循環経済のロールモデルであるEPALは、木製のパレットの再利用システムのEPAL Euro Pallet Exchange Pool [46]を通じて、資源の持続可能な利用を強調している。EPALの木製パレットのような輸送用梱包材の再利用、交換、修理、リサイクルを含むEPALの慣行は、現在では、パレット業界の標準となっている。2000年以来15億枚以上の上述のシステムの下でパレットを生産してきたEPALは、欧州のパレット物流と循環経済の原則確立に大きく貢献している[47]。

プラスチック産業協会（Plastics Industry Association：PLASTICS）は、PPWR規則案を基本的には支持するものの、特定の側面については懸念を表明している。同協会は、プラスチック産業の企業、プラスチックの有用性を訴えることを目的に設定された食品・医薬品・化粧品包装材料委員会（Food, Drug, and Cosmetic Packaging Materials Committee：FDCPMC）を代表として声明を発表している[48]。この発表によれば、PPWR規則は、包装業界が安全な製品を提供する能力の確保において、現実的な側面をより配慮すべきだと強調している。主な懸念事項としては、リサイクル可能な包装設計の適用までの準備期間の記載がないこと、詰め替え可能な容器に関する課題、食品廃棄物への潜在的な影響、ケミカルリサイクルやバイオベースの含有量に関する不確実性などが挙げられる。同協会は、これらの懸念に対処し、業界の事業を妨げることなく、科学的根拠に基づいた効果的な規制を実現するために、欧州委員会との協力を求めている[49]。

マクドナルドは、PPWR規則案の基本的主旨は支持しつつ、環境、経済、食品安全、消費者にとって予期せぬ結果をもたらす可能性について懸念を表明している。同社は、大手企業や業界団

[46] https://www.epal-pallets.org/eu-en/the-success-system/about-epal
[47] https://ec.europa.eu/info/law/better-regulation/have-your-say/initiatives/12263-Reducing-packaging-waste-review-of-rules/F3407393_en
[48] https://www.plasticsindustry.org/advocacy/food-drug-cosmetic-packaging-materials/
[49] https://ec.europa.eu/info/law/better-regulation/have-your-say/initiatives/12263-Reducing-packaging-waste-review-of-rules/F3407369_en

体から委託された独立した研究によって裏付けられたリサイクル可能な繊維ベースの包装の使用を支持しており、再利用可能な包装よりも良い結果をもたらす可能性が大きいと主張している。同社は、規則を進める前により念入りな影響評価研究、リサイクル可能な使い捨て包装と再利用可能な食器の使用促進、持ち帰りや配達に再利用可能な包装材を導入するなどを提言している。同社は、短期的に最良の環境成果を達成するために、既存の循環ソリューション、特にリサイクルを拡大することを提唱している。同社は、ファーストフードやフードコートなどが該当するインフォーマル外食（Informal Eating Out：IEO）部門特有の課題を強調し、欧州委員会に対し、包装の循環性にバランスの取れたアプローチを行うために、持続可能性と食品の販売価格や機能性の維持といった同部門特有のニーズとバランスの取れた対策の実施を求めている。同社は、様々な解決策を組み合わせることを推奨し、特に消費者やバリューチェーン全体への潜在的な悪影響について、「一律」のアプローチに伴う環境・経済の面でマイナスの結果を強調している。[50]

欧州の青果物生産者を代表する FruitVegetablesEUROPE は、果実部門としての持続可能性へのコミットメントを強調する一方で、提案されている生鮮青果物包装に対するアプローチは差別的だと懸念を表明している。具体的には、1.5kg 未満の生鮮果実に対して、明確な正当化なしに使い捨ての包装を制限することには同意せず、同規定の修正または撤廃を強く求めている。同団体は、青果物のサプライチェーンにおける保存と廃棄防止において、包装が極めて重要な役割を担っていることを強調している。FruitVegetablesEUROPE は、同規制が、公正で差別のない決定、現実的なスケジュール、他の規制との整合性を持たせることを強調している [51]。

欧州紙包装連盟（European Paper Packaging Alliance：EPPA）は、PPWR 規則案の再利用目標に関する懸念を表明し、この提案は環境、経済、衛生面で最適な結果を達成できないと主張している。同団体は、紙包装は、EU の循環経済の達成にとって極めて重要であるため、同規則の適用除外となるよう提言している。EPPA は、使い捨ての紙包装は、ライフサイクルアセスメント研究によって裏付けされたものであり、その他の代替品と比較して優れた環境利益をもたらすとしつつ、使い捨ての紙包装の禁止は、紙のサプライチェーンに悪影響を及ぼし、競争を歪めることになると主張している。また、経済及び健康への影響を考慮し、環境への最適なアプローチを確実にするための包装規制に関する評価を求めている。さらに、2040 年の再利用目標を取り下げ、ライフサイクル思考と特定の用途に合わせることを提案している。同団体は、異なる包装廃棄物の分別回収システムを提案し、紙ベースの包装よりもプラスチックが優遇されることを避けるため、複合包装の定義の明確化を求めている [52]。

欧州の化学業界団体の Cefic は、包装形態ごとの個別目標ではなく、包装形態の平均的な再生利用率目標を設定することを提案しており、2030 年ではなく、2026 年までに消費者による廃棄

[50] https://ec.europa.eu/info/law/better-regulation/have-your-say/initiatives/12263-Reducing-packaging-waste-review-of-rules/F3407356_en

[51] https://ec.europa.eu/info/law/better-regulation/have-your-say/initiatives/12263-Reducing-packaging-waste-review-of-rules/F3407276_en

[52] https://ec.europa.eu/info/law/better-regulation/have-your-say/initiatives/12263-Reducing-packaging-waste-review-of-rules/F3407232_en

以前の廃棄物を計算に含め、再生利用率の計算方法について明確なガイドラインを提供するよう求めている。また、同団体は、リサイクル可能性要件における技術と、包装製品や材料をリサイクル不可能とみなす前に潜在的な影響を慎重に検討することを強調している。さらに、包装材に含まれる有害物質を制限するために、REACH のような既存の規制を利用することで、二重規制を回避するよう促している。全体として、Cefic は、PPWR 規則案の野心的な目標を支持するが、プラスチック包装に循環性を持たせることについては、関連企業や当局が実効性、明確性、法的確実性を確保するためには改善が必要だとしている [53]。

コカ・コーラは、 世界的な包装廃棄物の弊害に対処する部門を超えた協力が重要だと強調している。同社の取組は、回収、デザイン、パートナーシップに重点を置いたグローバル包装戦略「World Without Waste（廃棄物のない世界）」に基づく。同社は、その中で、2025 年までに全世界で一次包装の 100%をリサイクル可能にすること、2030 年までに少なくとも 50%のリサイクル材料を使用すること、2030 年までに販売・使用後のボトルまたは缶の回収とリサイクルの確実な実施を表明している。また、業界が運営する非営利システムによる強制的なデポジット・リターン・システム（DRS）、リサイクルのための原料への公正なアクセス、回収された材料からの収入で設定・運営コストをカバーすることを支持している。しかし、同社は、リサイクル率目標の引き上げを歓迎する一方で、リサイクル原料に配慮された市場の創出が必要であると強調している。EU の戦略に再利用が含まれていることを支持し、様々な要素を考慮した幅広い視点を強調する。同社は、PPWR 規則案が、加盟国ごとの各メーカーと最終流通業者に対する目標の説明責任を提案していることを評価し、消費者のための協力と解決策を奨励する [54]。

サントリーは、PPWR の規則案と、その飲料業界への潜在的な影響を懸念している。同社は、欧州議会と EU 理事会の両方から発表された修正案には欠点があり、以下のような事態を招きかねないと考えている。

1. 再利用目標が不明確で断片的： 異なるセクターの再利用目標について、欧州議会と EU 理事会の間で意見の相違があり、加盟国がさまざまな目標を設定する可能性があるため、EU 全域で事業を展開する企業に混乱と非効率をもたらす可能性がある。

2. DRS の基準値と拡大の可能性： サントリーは、性能の低いシステムに対する適用除外を避けるため、欧州議会の分別収集の閾値をより厳しくすることを支持し、潜在的なコストと汚染リスクのため、DRS を他の包装タイプに拡大することには反対している [55]。

[53] https://ec.europa.eu/info/law/better-regulation/have-your-say/initiatives/12263-Reducing-packaging-waste-review-of-rules/F3407198_en

[54] https://ec.europa.eu/info/law/better-regulation/have-your-say/initiatives/12263-Reducing-packaging-waste-review-of-rules/F3407173_en

[55] https://www.euractiv.com/section/agriculture-food/opinion/closing-the-loop-on-ppwr-member-states-and-meps-alignment-could-secure-complementary-solutions-and-the-eu-level-playing-filed/

8. 結びに代えて

欧州委員会の PPWR 規則案は、EU における環境問題への取り組み、廃棄物の削減、循環型経済の推進に向けた主な取り組みのひとつとなっている。本規則案は、包装廃棄物、特にプラスチック廃棄物が環境に与える大きな影響を緩和するため、包装資材の使用と管理に関する規則を強化することを目的としている。欧州委員会は、野心的な削減目標を設定し、リサイクル可能な素材と再生素材の使用を促進することで、持続可能性と資源効率への強いコミットメントを示したといえる。しかし、欧州委員会案を巡っては、欧州議会と EU 理事会(加盟国)の間の立場の違いにとどまらず（3 月 4 日に両者は暫定合意に至ったものの)、関係業界団体などの利害関係者の見解も多種多様であり、EU 域内共通のアプローチの確立に向け更なる努力が求められる。

以上